

# 定 款

ReYuu Japan 株式会社

# 定 款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当会社は、ReYuu Japan 株式会社と称し、英文では、ReYuu Japan Inc. と表示する。

### (目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 通信機器の販売およびレンタル業
2. 情報処理サービス業および情報提供サービス業
3. 電話加入権の販売およびレンタル業
4. 電気通信事業法に基づく付加価値情報網の有償提供事業
5. リサイクルショップ店の経営
6. 中古情報通信機器およびその周辺機器の買取、販売および資源リサイクルの事業
7. 中古情報通信機器のリファビッシュ事業
8. フランチャイズチェーンシステムによる加盟店募集および加盟店の指導業務
9. 古物市場の運営、インターネットオークション事業
10. 損害保険代理業および生命保険募集に関する業務
11. 倉庫業
12. 有料職業紹介事業及び労働派遣業
13. コンピューターソフトウェア企画・開発・販売
14. 通信機器およびコンピューターソフトウェアの利用に関するコンサルティング
15. 上記各号に附帯する一切の事業

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪市に置く。

### (機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

**第 5 条** 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむ得ない事由によって電子公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

**第 6 条** 当会社の発行可能株式総数は、12,400,000 株とする。

(単元株式数)

**第 7 条** 当会社の単元株式数は 100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

**第 8 条** 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利

(自己の株式の取得)

**第 9 条** 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

**第 10 条** 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

**第 11 条** 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

**第 12 条** 当会社の定時株主総会は、毎年 1 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

**第 13 条** 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 10 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

**第 14 条** 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

**第 15 条** 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席しその議決権の 3 分の 2 以上をも

って行う。

(議決権の代理行使)

**第 16 条** 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

**第 17 条** 株主総会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

**第 18 条** 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

**第 19 条** 当会社の取締役は、6 名以内とする。

(選任方法)

**第 20 条** 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

#### (任期)

**第 21 条** 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

#### (代表取締役および役付取締役)

**第 22 条** 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

#### (取締役会の招集権者および議長)

**第 23 条** 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2 代表取締役に事故があるときは、取締役会において指名する取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### (取締役会の招集通知)

**第 24 条** 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

#### (取締役会の決議方法)

**第 25 条** 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

#### (取締役会の議事録)

**第 26 条** 取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

#### (取締役会規程)

**第 27 条** 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### (取締役の報酬等)

**第 28 条** 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

#### (取締役の責任免除)

**第 29 条** 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

#### (員 数)

**第 30 条** 当会社の監査役は、3 名以内とする。

#### (選任方法)

**第 31 条** 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### (任期)

**第 32 条** 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠の監査役の予選の効力)

- 第 33 条 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(常勤の監査役)

- 第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

- 第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

- 第 37 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

- 第 38 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

- 第 39 条 監査役の報酬、賞与および他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第 40 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 会計監査人

(選任方法)

- 第 41 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

- 第 42 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

## 第 7 章 計算

(事業年度)

- 第 43 条 当会社の事業年度は、毎年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

- 第 44 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 10 月 31 日とする。
- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

**第 45 条** 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 4 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

**第 46 条** 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

平成 2 年 6 月 29 日 改正  
平成 3 年 3 月 18 日 改正  
平成 6 年 7 月 20 日 改正  
平成 8 年 7 月 26 日 改正  
平成 13 年 7 月 26 日 改正  
平成 13 年 8 月 22 日 改正  
平成 14 年 7 月 26 日 改正  
平成 15 年 7 月 23 日 改正  
平成 16 年 7 月 29 日 改正  
平成 16 年 10 月 20 日 改正  
平成 16 年 12 月 22 日 改正  
平成 17 年 7 月 27 日 改正  
平成 18 年 7 月 27 日 改正  
平成 19 年 7 月 26 日 改正  
平成 21 年 7 月 30 日 改正  
平成 22 年 7 月 29 日 改正  
平成 25 年 6 月 14 日 改正  
平成 25 年 7 月 23 日 改正  
平成 26 年 7 月 29 日 改正  
平成 27 年 7 月 29 日 改正  
平成 28 年 7 月 28 日 改正  
令和 元年 7 月 30 日 改正  
令和 4 年 7 月 27 日 改正  
令和 6 年 1 月 30 日 改正  
令和 6 年 2 月 1 日 改正

令和 6 年 2 月 1 日  
R e Y u u J a p a n 株 式 会 社

代表取締役社長 有馬 知英